

「ZEHマーク」の運用について

平成 29 年 3 月 15 日
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー課

1. ZEH マークについて

- ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の認知拡大、ブランド強化を目的として、下図の「ZEH マーク」の運用を開始します。
- ZEH マークは、第三者による省エネ性能評価を受けた住宅、ZEH ビルダーが製作する住宅カタログ、及び ZEH 実現に必要な高性能建材・高効率設備に表示することが可能です。



2. 運用開始時期について

- 平成 29 年 4 月からの運用開始(ダウンロード開始)を予定しています。

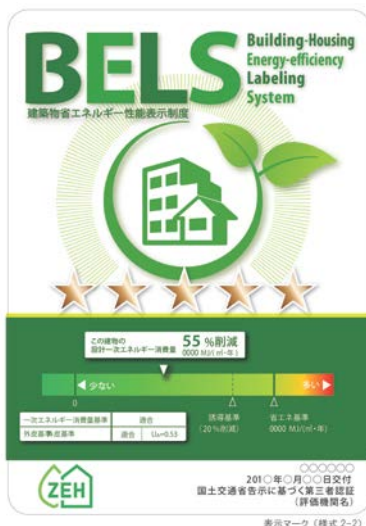
3. 使用の条件等について

【個別の住宅に用いる場合】

- 使用申請者
 - ・住宅の所有者(手続き代行者として、ハウスメーカー・工務店等)
- 使用時の条件
 - ・個別の住宅に対する ZEH マークは、建築物省エネ法第 7 条に基づく省エネ性能表示(BELS 等の第三者認証)に統合されています。BELS 等を取得し、表示してください。

※自己評価の場合、ZEH マークの表示を行うことはできません。

(参考)BELS における ZEH マークの表示例



表示マーク(様式 2-2)



広告用(様式 6-2)



広告用(様式 4-2)

【住宅広告・住宅カタログ・住宅ホームページ等に用いる場合】

○使用申請者

- ・ハウスメーカー、工務店等（ZEHビルダーに限る）

○使用時の条件

- ・ZEH 支援事業において登録を受けた ZEH ビルダーのみが使用可能です。
- ・広告等の対象となる住宅の仕様が「ZEH (Nearly ZEH を含む)」であることを条件とします。
- ・住宅の仕様が ZEH となっているかの判断に当たっては、自己評価も可能ですが、「WEB プログラムの出力結果」等、ZEH であることを説明できる書類等を、求めに応じて提示できるようにしてください。
- ・消費者に対して誤解を与えないために、以下の注意事項を ZEH マークと共に明記するとともに、ZEH 仕様以外の住宅が掲載されている部分と明確に区分する等、ZEH 仕様でない住宅に対して ZEH マークが付されていると取られないような配置としてください。
 - カタログ等に記載されている ZEH は試算条件に基づく一例であること。
 - お客さまとの打合せの結果、カタログ等の仕様から変更を行った個別住宅が ZEH マークを掲げる場合は BELS 等の第三者認証の取得が必要であること。

【建材・住宅設備及びそれらの広告・カタログ等に用いる場合】

○使用申請者

- ・建材メーカー、住宅設備メーカー等

○建材への使用時の条件

- ・建材の性能がトップランナー基準相当以上の製品の場合、使用可能です。
- ・具体的には、「平成 29 年度高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」において補序対象製品として登録された建材を対象に、ZEH マークの使用を可能とします。

○住宅設備への使用時の条件

- ・住宅設備の性能がトップランナー基準相当以上の製品の場合、使用可能です。
- ・具体的には、「平成 29 年度 ZEH 支援事業」における「設備等の要件」を満足する住宅設備について、ZEH マークの使用が可能です。
- ・ZEH マークを使用するに当たっては、当該住宅設備が ZEH 支援事業の要件を満足する旨を説明できる書類等を、求めに応じて提示できるようにしてください。

○その他の技術への使用時の条件

- ・「平成 29 年度 ZEH 支援事業」において「WEB プログラム未評価技術の公募、審査、登録」を予定しており、本制度において登録を受けた場合、ZEH マークの使用が可能です。本件の詳細は以下のページをご確認ください。

平成29年度「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業)」の概要について

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/zeh/170313a/

○広告・カタログ等への ZEH マークの使用において消費者に対して誤解を与える配置の禁止

- ・広告・カタログ等において、前述の条件を満足する建材・住宅設備以外の建材・住宅設備が掲載されている部分から明確に分離する等、前述の条件を満足しない建材・住宅設備に対して ZEH マークが付されていると誤解を与えないような配置としてください。

※ 蓄電システムや HEMS については、本マークの使用対象外とします。